

施設基準に掲げる手術件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	9

区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	2
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術の件数	手術件数
胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	120

その他の区分に分類される手術	手術件数
人工関節置換術	24
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈 ステント留置術	197

※2025年1月1日から2025年12月31日までの実績